

女性差別撤廃委員会 第7・8回日本政府報告書審査 総括所見
<<マイノリティ女性に関する懸念と勧告の抜粋>> (仮訳)

2016年3月7日

差別的な法律および法的保護の欠如

懸念：12 (e) 頻繁に嫌がらせ、汚名、そして暴力の対象となるさまざまなマイノリティ集団に属する女性に対する交差的な差別を網羅する包括的な反差別法がない。

勧告：13 (c) 締約国の義務の核として一般的勧告 28 にのっとり、さまざまなマイノリティ集団に属する女性に対する複合差別/交差的な差別を禁止する包括的な差別禁止法を制定し、彼女らを嫌がらせや暴力から保護すること。

ステレオタイプと有害な慣行

懸念：20 (d) 性差別者の発言が、女性、そしてアイヌ、部落民および在日コリアンなど民族的あるいはその他のマイノリティ女性に引き続き向けられている。

勧告：21 (d) アイヌ、部落、在日コリアンおよび移住女性などの民族的あるいはその他のマイノリティ女性に対する攻撃を含み、人種的優位や憎悪を唱える性差別的スピーチや宣伝を禁止して処罰する法律を制定すること。

(e) 独立した専門機関を介し、アイヌ、部落、在日コリアンの女性および移住女性への差別的なジェンダーの固定概念や偏見を撤廃するためにとった措置の効果を定期的にモニターして評価すること。

女性に対する暴力

懸念：22 (c) ドメスティック・バイオレンスを含む暴力の被害者である移住女性、民族的あるいはその他のマイノリティ女性、そして障害女性が当局に通報するのを躊躇しているということ、そして移住女性は特に出入国管理および難民認定法のもと、保護のための“正当な理由”の提供を求められているため、在留資格を取り消される危険性を懸念して通報することを躊躇しているという情報。

政治および公職への参加

懸念：30 (c) 障害女性、アイヌ、部落および在日コリアンなどの民族的あるいはその他のマイノリティ女性が意思決定の地位に占める数が不足している。

勧告：31 (c) 一時的な特別措置を含み、障害女性およびアイヌ、部落、在日コリアンなどの民族的あるいはその他のマイノリティ女性が意思決定の地位を占めるよう促進する特別な措置をとること。

教育

懸念：32 (e) 特にアイヌと部落の高齢女性をはじめ、民族的あるいはその他のマイノリティ・コミュニティにおける低い識字率の報告。

(f) 移住女性および障害女性の教育の現状に関するデータの不足、並びに、在日コリアン女性や少女を標的にした学校におけるいじめや人種主義的意見の表明に対処する措置に関する情報の欠如。

勧告：33 (d) 障害をもつ女性および少女、移住女性、およびアイヌ、部落、在日コリアンなどの民族的あるいはその他のマイノリティ女性の教育へのアクセスを妨げる妨害物のすべてを取り除き、次回の政府報告において彼女たちの教育並びに奨学金へのアクセスについて情報を提供すること

(e) 特に在日コリアン女性および少女を標的にした学校におけるいじめや人種主義的意見の表明を含み、女性および少女に対するすべての形態の暴力を防止、処罰そして根絶する措置を強化すること。

雇用

懸念：34 (e) 先住民族女性、マイノリティおよびその他の女性（部落、コリアン、沖縄）、障害女性および移住女性に関する雇用分野における複合的／交差的な形態の差別の執拗さ。

勧告：35 (e) 特に先住民族女性およびマイノリティ女性、並びに障害女性および移住女性に関して、雇用分野における調査を実施し、ジェンダー統計を作成すること。

(f) 雇用および職業における差別に関する ILO 第 111 号条約と、家事労働者の適切な仕事に関する ILO 第 189 号条約（2011 年）の批准を検討すること。

不利益を被る女性集団

懸念：46 委員会は、アイヌ、部落および在日コリアン女性など先住民あるいは民族的マイノリティ並びに、障害女性、LBT 女性および移住女性が、引き続き複合的で交差的な形態の差別を経験しているという報告に懸念する。委員会は特に、これら女性が引き続き保健、教育および雇用への制限されたアクセスしかもたないことに懸念する。

勧告：47. 委員会は、締約国が、アイヌ、部落そして在日コリアン女性、並びに障害女性、LBT 女性そして移住女性が、保健、教育、雇用および公的生活における参加のアクセスにおいて影響をうけ、保健や教育のサービスおよび職場において経験する複合的で交差的な形態の差別の撤廃を目ざした取り組みを積極的に追求するよう求める。

総括所見のフォローアップ

55. 委員会は締約国に、パラ 13(a)と 21(d)(e) の勧告実施のためにとった措置に関する情報を 2 年以内に提供するよう要請する。